

令和8年度 保育所(園)・認定こども園(2・3号)・小規模保育事業 4月新規入所申込案内

令和8年度4月保育所等入所申込みに必要な書類をセットしています。

(就労証明書はデータ入力の上、印刷したものを提出いただきますのでセットの中にありません。詳しくは6ページをご覧ください。)

* 2人以上の申込みをする場合は、お子様1人につき1部の書類が必要です。

* 以下に当てはまる場合は、別途書類が必要ですので、個別にお声掛けください。

(保育を必要とする事由)

- 法人を設立していない自営業(個人事業主)
- 妊娠又は出産
- 疾病、障害又は親族の介護等
- 求職活動、就学、職業訓練
- 育児休業中の転園

☆ 例年窓口が大変混雑しますので、ご来庁いただいても長時間お待ちいただくこととなります。ご不明な点がございましたら、可能な限り事前に電話にてご相談ください。

☆ 令和8年5月以降の入所申込については、別の案内を作成しておりますので、そちらをご確認ください。



令和8年4月から新規で保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業（以下、「保育所等」という。）に入所を希望される保護者のかたは、次の事項を確認の上、お申し込みください。

入所対象年齢

クラス	児童生年月日
0歳児	令和7年4月2日 ~
1歳児	令和6年4月2日 ~ 令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日 ~ 令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日



* 施設により、受入可能年齢及び募集予定年齢が異なります。

保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合、保護者のいずれもが以下に該当する必要があります。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)	保育必要量	
		短時間	標準時間
1. 就労 〔外勤又は自営業等、月に64時間以上の就労を常態とされているかたが対象になります。〕	左の条件で就労している期間	○	○
2. 妊娠又は出産	産前産後各3か月以内	○	○
3. 保護者の疾病又は障害	保育が困難と認められる期間	○	○
4. 親族の介護又は看護	介護が必要と認められる期間	○	○
5. 育児休業中の転園 (産前産後期間に入る前月まで産前産後以外の要件で保育所等に在園中の児童に限ります。)	生まれた子が満1歳に達する月まで	○	—
6. 災害復旧	状況がなくなるまで	○	○
7. 求職活動又は起業の準備	入所月の月末まで	○	—
8. 就学又は職業訓練	修了月の月末まで	○	○
9. 上記以外	状況により決定	○	○

保育必要量	保育を必要とする事由	施設利用可能時間※
保育標準時間	月に120時間以上の場合	最大11時間 / 日
保育短時間	月に120時間未満の場合	最大8時間 / 日

※ 施設利用可能時間内で利用できる時間帯は、施設により異なります。この時間を超える場合は、延長保育（有料）となります。延長保育料についても、施設により異なります。

申込みから内定までの流れ

10月1日～17日（都合がつかない場合は31日まで）	保育幼稚園課（総合福祉センター内）にて、教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書等の書類受付
10月20日（都合がつかない場合は31日まで）	第1希望の施設の書類提出場所にて、新規申込受付（都合がつかない場合は、5ページ下段の*1*2を参照）
12月上旬～中旬頃	一次選考の利用調整結果を通知（郵送）
12月中旬頃	二次選考の受付（一次選考保留者対象）
12月末頃～令和8年1月初旬頃	二次選考の結果を通知（郵送）



入所申込みについて

* 次の1、2の2段階の手続を経て、申込み完了となります。

1 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書の提出

次の書類を提出し、教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書の写し等を受け取ってください。

なお、提出の際には、申請者のマイナンバー（個人番号）がわかる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認のできる書類（運転免許証等）を持参してください。

▼受付期間 10月1日（水）～17日（金） 8：30～17：15（土・日・祝日を除く。）

▼場所 保育幼稚園課（総合福祉センター内）

▼提出書類

- ① 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書
- ② 入所（園）申込確認票
- ③ 児童状況票

* 受付初日付近及び12：00～13：00は大変混み合います。

* 受付期間に都合がつかない場合は、保育幼稚園課までご相談ください。

* 書類は香芝市ホームページからダウンロードできるほか、保育幼稚園課（総合福祉センター内）や市内の保育所等でも配布します。

2 入所申込書類の提出

第1 希望の施設の受付日時、提出場所に次の書類を提出してください。

▼受付日時及び提出場所 5 ページ参照

▼提出書類

④ 教育・保育給付認定受付証

⑤ 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書の写し

※ ④及び⑤は1の受付の際、保育幼稚園課にて交付します。

⑥ 保育を必要とする事由の証明書類（6 ページ参照） * 保護者全員について必要です。

⑦ その他の提出書類（次に該当する場合はご提出ください。）

● お子様に疾病や障害等のあるかた

疾病の程度や医療行為の有無等により、保育所等での受入体制を整える必要がありますので、医師や専門機関による診断書又は診療情報提供書等をご提出ください。

また、詳しい情報が必要な場合は、選考期間中にお子様についてお聞きする場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

● 離婚調停中や裁判中のかた

裁判所からの通知書等を提出される場合は、配偶者の⑥の書類について省略することができます。

* 受付開始直後の時間帯は大変混み合います。

* 施設によっては駐車スペースに限りがありますので、可能な限り公共交通機関や徒歩等でお越しください。

メモ欄



◆受付日時・提出場所

		施設名	所在地	電話番号	受付日時・提出場所
公立	保育所	若葉保育所	下田西2丁目6番27号	77-2758	10月20日(月)* ¹ 13:30-16:30 場所:各保育所
		五位堂保育所	五位堂3丁目464番地1	77-2023	
		二上保育所	畑4丁目545番地	77-2944	
		みつわ保育所	良福寺419番地	77-2184	
		真美ヶ丘保育所	真美ヶ丘6丁目9番1号	76-4777	
	認定こども園	認定こども園鎌田幼稚園	鎌田364番地1	78-3877	10月20日(月)* ¹ 8:30-17:15 場所:保育幼稚園課 (総合福祉センター内)
		認定こども園下田幼稚園	下田西2丁目9番23号	76-0958	
		認定こども園 真美ヶ丘東幼稚園	真美ヶ丘3丁目3番24号	78-3878	
私立	保育園	いろは保育園	五位堂3丁目441番地1	49-0275	10月20日(月)* ² 13:00-15:00 場所:同園
	認定こども園	あけぼの・幼保学院	関屋北5丁目8番3号	71-8008	10月20日(月)* ² 13:00-16:00 場所:同園
		せいか幼稚園	逢坂4丁目958番地	77-8900	10月20日(月)* ² 10:00-12:00 場所:同園
		せいか保育園	北今市5丁目508番地1	77-5200	10月20日(月)* ² 10:00-12:00 場所:せいか保育園
		旭ヶ丘せいか保育園	旭ヶ丘1丁目12番地2	79-1200	
		ふたかみの森 せいか子ども園	畑2丁目1590番地1	71-7700	10月20日(月)* ² 13:30-16:30 場所:同園
		関屋こども園	関屋396番地	77-2717	
		志都美こども園	今泉382番地	77-3852	10月20日(月)* ² 13:30-16:30 場所:同園
		ハルナ保育園	鎌田281番地1	76-5541	10月20日(月)* ² 10:00-14:00 場所:同園
	小規模保育事業	志都美せいかナーサリー	上中2012番地	77-8900 (せいか幼稚園)	10月20日(月)* ² 10:00-12:00 場所:せいか幼稚園
		【仮称】五位堂せいか ナーサリー	瓦口2178番地	71-7900 77-8900 (せいか幼稚園)	10月20日(月)* ¹ 8:30-17:15 場所:保育幼稚園課 (総合福祉センター内)
		アートチャイルドケア 奈良真美ヶ丘保育園	真美ヶ丘6丁目8番1号 吉田プラザ1階	49-0410	
アートチャイルドケア 奈良香芝保育園		磯壁3丁目53番地1 1階	43-6381		
アートチャイルドケア 奈良鎌田保育園		鎌田366番地1	78-5160		
スクルドエンジェル保育園 香芝園		北今市4丁目333番地1	43-9892		

*¹: 受付日に都合がつかない場合は、10月21日(火)から31日(金)に保育幼稚園課(総合福祉センター内)で受付します。受付時間は8:30から17:15です。

*²: 受付日に都合がつかない場合は、10月21日(火)から31日(金)に各施設で受付します。必ず事前に電話連絡の上、ご提出ください。

◆ 保育を必要とする事由の証明書類

保護者の状況	提出書類	
就労 (外勤等)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 (*) ・通勤経路・ 通勤時間申告書 	<p>就業先に就労証明書の作成を依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自営業のかたで、法人を設立している場合(株式会社、有限会社等)もこちらに該当します。
就労 (自営業)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 (*) ・通勤経路・ 通勤時間申告書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人を設立していない自営業(個人事業主)のかたは、ご自身で就労証明書を作成の上、下記の書類を添えてご持参ください。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 令和7年1月1日以降に開業(事業を開始)したかた <ol style="list-style-type: none"> ①個人事業の開業届出書(控用)の写し 令和6年12月以前に開業(事業を開始)しているかた <ol style="list-style-type: none"> ①個人事業の開業届出書(控用)の写し ②確定申告書(控え)の写し(令和6年分) <p>※ 電子申告された場合、申告後に表示される「受取通知」又は「メール詳細」をご準備ください。</p> <p>※ 令和6年分の事業収入があるものの、確定申告が不要と判断される場合は、確定申告書の代わりに市町村民税申告書(令和7年度)の写しを添えてください(確定申告の必要又は不要の判断についてはお近くの税務署にお問い合わせください)。</p> <p>※ 令和6年12月以前に開業(事業を開始)しているものの、令和6年分の事業収入が一切なかった場合は、保育幼稚園課に事前にご相談ください。</p> </div>
就労 (内職)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 (*) 	<p>就業先(内職の委託元)に就労証明書の作成を依頼してください。</p> <p>※ 作成いただけない場合は保育幼稚園課までご相談ください。</p>
妊娠又は出産	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳(表紙と<u>出産予定日</u>の記載のあるページ)の写し ・保育が必要であることの申立書 	
疾病又は障害 親族の介護等	<ul style="list-style-type: none"> ・医師による診断書、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し等 ・保育が必要であることの申立書 	
育児休業中の 転園	<ul style="list-style-type: none"> ・在園証明書(令和8年3月まで利用予定である証明) ・育児休業証明書 	
就学 就業訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書又は合格証明書 + カリキュラム・時間割等、就学時間がわかるもの ・保育が必要であることの申立書 	
求職活動 起業の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・求職に関する誓約書 ※起業の準備に該当するかたは保育幼稚園課までお問合せ下さい。 ・雇用保険受給者資格証または雇用保険受給資格通知 	
その他	<p>保育幼稚園課までお問合わせください。</p>	

*就労証明書は証明日より3か月以内のものをご準備ください。

◎通勤経路・通勤時間申告書について

通勤経路・通勤時間申告書は、保護者のかたの保育必要量の判定や、選考指数が同点となった場合の入所の優先順位を決定するための申告書です。香芝市ホームページ(7ページのQRコードを読み取りください。)に記入例を掲載していますので、参考の上、ご自身で作成してください。

◎就労証明書について

就労証明書は、事業者等が従業員の就労状況を証明するものです。就業先のご担当者様に作成を依頼してください。香芝市ホームページ(7ページのQRコードを読み取りください。)に様式(Excel)を掲載していますので、就業先の

ご担当者様にて入力したものを印刷の上、ご準備ください。また、記載内容については、職員が電話等により、事業者様に直接質問、確認することがあります。なお、就労証明書の内容について、就業先事業者等に無断で作成又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

※ 育児のための短時間勤務制度を利用されている場合、就労証明書の No.12 の項目に記載いただき、No.6 の項目に短時間勤務制度適用前の就労時間を記載いただきますよう、お願いいたします。

※ 保育施設等の利用に係る就労証明書の変更点について



<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/77/7228.html>

3 利用調整について

受付期間に申込みを済ませたかたで、受入可能な人数を超えた場合は、選考（利用調整）を行います。保護者の保育を必要とする事由とご家庭の状況から、保育の必要性や優先度について指数化を行い、選考指数の高い児童から順に入所先を決定します。

なお、選考指数については、別添の「保育所等入所選考指数表」をもとに、基礎指数のいずれか1つと調整指数で加算減算して決定します。

一次選考の結果、希望した施設で内定にいたらなかったかたは、12月の結果通知の際に、他の市内保育所等に空きがあれば、二次選考のご案内をします。

10月の受付期間終了後、希望施設を変更する場合は、当初の申込みを取下げ、期間外の申込みをしていただきます。そのため、『内定したとしても実際には通えない』保育所等は、希望施設欄に記入しないようにしてください。

※ 第2希望以下の施設に内定通知後、内定した施設より希望順位が高い施設に空きが出たとしても、内定施設を変更することはできませんので、あらかじめご了承ください。

◎ 利用調整のイメージ（例）

入所申込者一覧 ◎…内定 ×…空きなし △…保留

順位	児童	家庭状況	第1希望	第2希望	第3希望
1	A		ア保育園 ◎	イ保育園	ウ保育園
2	B		ア保育園 ×	イ保育園 ◎	ウ保育園
3	C	姉がエ保育園に 在園中	エ保育園 ×	ウ保育園 ◎	—
4	D		エ保育園 ×	ア保育園 ×	イ保育園 ◎
5	E		イ保育園 ×	エ保育園 ×	ア保育園 ×
6	F	同時申込で同一施設 希望の兄が待機	ウ保育園 ×	ア保育園 ×	イ保育園 ×

入所枠

施設名	入所枠
ア保育園	1
イ保育園	2
ウ保育園	2
エ保育園	0

Aさん：第1希望のア保育園に内定します。

Bさん：第1希望のア保育園は入所枠がないため、第2希望のイ保育園に内定します。

Cさん：第1希望のエ保育園は入所枠がないため、第2希望のウ保育園に内定します。この場合、きょうだい¹が別々の施設を利用することになります。兄弟の通う施設のみを希望するためには、第1希

望のみご記入ください。

Dさん：第1及び第2希望の保育園は入所枠がないため、第3希望のイ保育園に内定します。

Eさん：第1、第2及び第3希望に入所枠がないため、第1希望のイ保育園での待機をしつつ、二次選考に進みます。イ保育園の希望順でいくと、BさんやDさんよりもEさんが高いですが、指数の高い順での内定になるため、BさんとDさんが先に内定になります。

Fさん：第1希望のウ保育園に空きがありますが、同時申込みの兄と同一施設に入所出来ないため、待機となります。

★★★ 兄弟姉妹で同じ施設を利用したいかた ★★★

兄姉が既にどちらかの施設を利用して、弟妹も同じ施設のみを希望する場合は、『第1希望のみ』記入してください。第2希望以降も記入されている場合は、第2希望以降の施設（兄姉と別施設）に内定することがあります。（兄姉と別施設になったからという理由で内定を辞退される場合も、当初の申込みをキャンセルの上、期間外の申込みをしていただくことになります。）

兄弟姉妹で同時申込みをされる場合は、利用申込書の『※兄弟姉妹で利用する場合は、チェックを入れてください。』の欄で、

希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望

兄弟姉妹別々でも希望順位の高い施設を希望

のいずれかに記入してください。

希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望にチェックした場合、どちらかのみ内定することはありません。同じ施設に内定しない限り、兄弟姉妹全員が待機となります。

※ 兄姉が利用している施設の連携施設の入所を弟妹が希望する場合は、別施設の扱いとなります。連携施設も同じ施設としてみなし、入所を希望する場合は、必ず入所（園）申込確認票の「連携保育施設(小規模保育事業)であっても兄弟姉妹と同じ施設とみなし、入所を希望する。」にチェックを入れてください。

4 期間外申込み（11月以降）について

11月以降に申込みされる場合は、10月中に申し込まれたかたの選考が全て終わった後、空きがあればご案内します。その際、11月4日から12月26日に申込みをされたかたで利用調整を行い、更に空きがあれば、1月5日から3月5日に申込みをされたかたについて各日で利用調整を行います。4月入所の受付締切は3月5日（木）ですが、なるべく早めにお申込みください。必要書類は3、4ページ（転入予定者は下記5も併せて）を参照ください。

■ 公立施設、アートチャイルドケア及びスクルドエンジェル：保育幼稚園課で受付します。

■ 私立施設：まずは見学について各施設へお問い合わせください。

5 転入予定のかたの手続について

(1) 令和8年3月末までに香芝市に転入されるかた

令和8年4月から利用希望で、申込時点で香芝市に住民登録がないかたについても、申込時点で転居先が決まってい令和8年3末日までに香芝市に転入されることを条件に、香芝市に直接利用申込みができます。申込みの際は、3ページの『1. 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書の提出』にある提出書類と併せて、下記書類を提出してください。

▼提出書類

⑧ 住民票（世帯員全員が記載されているもの）

⑨ 香芝市での転居先がわかるもの（土地売買契約書や賃貸契約書の写し等）

(2) 令和8年4月以降に香芝市に転入されるかた

公立施設の利用は香芝市民のかたに限定しており、香芝市外在住のかたは利用することができません。そのため、公立施設を希望される場合は、5月入所以降の申込みをしていただくことになります。詳細は別途配布している「年度途中（5月～）新規入所申込案内」をご確認ください。

私立施設は、空き状況や保護者の状況（香芝市に転入予定、勤務先が香芝市内にある等）によりますが、香芝市外在住のかたも利用可能です。まずは、希望される園に直接お問い合わせください。

留意事項

- A) 2人以上の申込みをする場合は、お子様1人につき1部の書類が必要です。
- B) 私立施設を希望される場合（第2希望以下含む。）は、事前に見学を済ませてください（見学されていない場合、入所（園）申込みをお断りする可能性があります。）。
- C) 入所希望児童のほかに0～5歳児の兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。
- D) 出生前の児童についての申込みはできません。
- E) 転入予定の児童又は保護者で令和8年3月末日までにどちらも転入しなかった場合は入所できません。
- F) 勤務事情等により市外保育施設に申込み場合、取扱いや申請期日が異なりますので、施設の所在市区町村へお問い合わせください。なお、希望する保育施設が勤務地等にあることが必要になります。また、市内施設に併願での申込みはご遠慮ください。入所期間は単年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度、申込みが必要です。
- G) 育児休業から復帰する予定で4月入所（園）をされる場合、遅くとも4月末日までには職場復帰するよう調整をお願いします。就労証明書の11.復職（予定）年月日に復帰予定日を必ず記入してもらってください。慣らし保育については、内定後、施設での面談時にご相談ください。
- H) 育児休業中で5月以降に復職されるかたは、復帰する月の前月に申込みください（予約はできません。）。
- I) 在園児で4月から認定区分を1号から2号に変更される場合、期日までに新規で申込みください。
- J) 就労証明書で不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- K) 第2希望以下の施設に内定通知後、内定した施設より希望順位が高い施設に空きが出たとしても、内定施設を変更することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- L) 正式に離婚が成立していない場合は配偶者の就労証明書等が必要となります。ただし、離婚調停中や裁判中の方については裁判所からの通知書等を提出することで省略することができます。
- M) 期日の時点で必要書類に不足・不備がある場合は、選考の対象にならないことや選考に影響することがあります。
- N) 申込内容が事実と違うことが判明した場合は、入所を取り消すことがあります。
- O) 申込時から家庭の状況が変わった場合（仕事が決まった、離婚した等）、すみやかに保育幼稚園課までご連絡ください。申込期日以降の変更については、選考の指数が減点となる場合（仕事を辞めた等）のみ選考に反映します。
- P) 転園希望で新規申込みする場合、新規申込施設で内定が決定すると、現在通っている施設で次年度の継続利用はできなくなります。
- Q) 正式に離婚が成立し前配偶者と住所が別の場合、ひとり親として保育料等を算定します。また、ひとり親家庭の方が児童扶養手当を受給していない場合、離婚受理証明書の提出が必要です。
- R) 同居の祖父母等がいて、支給認定保護者の総収入額が同居の祖父母等よりも少ない場合、祖父母等が家計の主宰者とみなすことがあります。その場合は祖父母等の収入を含めて保育料を決定します。お子様又は保護者がどなたかの扶養に入っている場合は、同居及び保護者の収入に関係なく、扶養者も算定に含みます。
- S) 入所申込を行ったが、希望施設の内定にいたらなかった場合、保留通知書を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、ご希望の方はお申し出ください。
- T) 新年度の利用申請についての利用承諾は、令和8年3月下旬に通知書を発行する予定です。

令和8年度 保育所（園）・認定こども園（2・3号）・小規模保育事業 新規入所（園）募集予定数について

- 下記の状況は、令和7年8月20日現在のものです。今後の児童の入退所等により変更となる場合があります。
- クラス年齢は、令和8年4月1日時点の満年齢です。
- 募集予定数が0の場合も申し込むことができます（退所等で施設に空きが出ることもあるため。）。

		施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
公 立	保育所	若葉保育所	9	15	1	9	0	0
		五位堂保育所	6	12	0	0	0	0
		二上保育所	9	14	0	2	1	3
		みつわ保育所	14	11	10	1	0	1
		真美ヶ丘保育所	9	15	4	0	0	3
	認定こども園 (2・3号)	鎌田幼稚園				5	0	0
		下田幼稚園				1	0	0
		真美ヶ丘東幼稚園				8	0	0
認定こども園 (2・3号)	保育園	いろは保育園	7	5	※	0	0	0
		あけぼの・幼保学院	10	15	10	0	0	0
		せいか幼稚園	12	13	0	0	0	0
		せいか保育園	10	4	0	0	0	0
		旭ヶ丘せいか保育園	10	7	0	0	0	0
		ふたかみの森せいか子ども園	7	3	0	0	0	0
		関屋こども園	3	7	2	7	1	0
		志都美こども園	3	8	3	2	0	0
		ハルナ保育園（本園）	3	0	0	0	0	0
		ハルナ保育園（五位堂分園）	3	0	0			
		ハルナ保育園（二上分園）	3	0	0			
	小規模保育 事業	志都美せいかナーサリー	3	5	3			
		アートチャイルドケア 奈良真美ヶ丘保育園	3	5	0			
		アートチャイルドケア 奈良香芝保育園	3	5	0			
		アートチャイルドケア 奈良鎌田保育園	3	5	1			
		スクルドエンジェル保育園 香芝園	3	5	0			
【仮称】五位堂せいか ナーサリー		3	8	8				

※ いろは保育園の2歳児クラスは、園にお問い合わせください。

第2号様式（第3条関係）

・継続
新規

教育・保育給付2号・3号認定申請書兼施設利用申込書
(施設型給付費・地域型保育給付費)

●年 ●月 ●日

香芝市長

〒〇〇〇-△△△△
保護者住所 香芝市本町〇〇番地
保護者氏名 香芝 花子

生活保護の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり	ひとり親の状況	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
障害者手帳 (身体、療育又は精神)の交付を受けた世帯員	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 氏名 香芝 太郎	特別児童扶養手当 支給対象者又は国民年金の障害基礎年金等の 受給者である世帯員	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 氏名
転入年月日	令和7年 7月 7日	「有」の場合は、手帳等の写しも提出してください。 今年の1月1日時点の 住所(現在の住所と 違う場合のみ) 昨年の1月1日時点の 住所(現在の住所と 違う場合のみ)	●●県△△市■■番地

次のとおり、教育・保育給付認定（施設型給付費・地域型保育給付費）及び施設の利用を申請します。

児 童	フリガナ	カシバ スミレ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	兄弟姉妹で 利用する 場合は、 チェックを 入れて ください。 <input type="checkbox"/> 希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望 <input checked="" type="checkbox"/> 兄弟姉妹別々でも希望順位の高い施設を希望
	氏 名	香芝 すみれ	生 年 月 日	R*年 *月 *日	
保 護 者	連絡先1	090-△△△△-XXXX			<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()
	連絡先2	090-〇〇〇〇-□□□□			<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()
在 籍 地 施 設 名	既に利用している施設があれば、施設名を記入してください。				<input type="checkbox"/> 教育利用(1号認定) <input checked="" type="checkbox"/> 保育利用(2号又は3号認定)

1 利用を希望する期間及び希望する施設（事業者）名

認 定 の 希 望	<input checked="" type="checkbox"/> 保育を希望(2号又は3号認定)(保育所、認定こども園(保育利用)又は地域型保育事業(小規模保育事業等)を希望する場合)		
	(保育を希望する場合のみ、保育必要量を選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(保護者全員が月120時間以上の就労をしている場合(通勤時間を含む。))等 <input type="checkbox"/> 保育短時間(保護者の1人が月120時間未満の就労をしている場合(通勤時間を含む。))等	
利 用 を 希 望 す る 期 間	令和8年 4月 1日 から <input checked="" type="checkbox"/> 就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで		
希 望 施 設 名	第1希望 ★★★保育園	第2希望 △△△認定こども園	第3希望 ■■■保育所
	第4希望	第5希望	第6希望
	第7希望	第8希望	第9希望

2 児童の家庭状況

フ リ ガ ナ 氏 名	個 人 番 号										児 童 の 続 柄	生 年 月 日	在 籍 し て い る 学 校、 保 育 所、認 定 こ ど も 園、幼 稚 園 等 の 施 設 名 又 は 職 業
	カシバ タロウ	X	X	X	X	X	X	X	X	X			
香芝 太郎													
カシバ ハナコ	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	母	H*, *, *	パート
香芝 花子													
カシバ イチロウ	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	兄	R*, *, *	★★★保育園
香芝 一郎													
カシバ スミレ	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	本人	R*, *, *	
香芝 すみれ													

3 保育の利用を必要とする事由等

児 童 と の 続 柄	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()	保 育 の 利 用 を 必 要 と す る 事 由	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 妊娠又は出産 <input type="checkbox"/> 疾病又は障害 <input type="checkbox"/> 介護又は看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()		<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 妊娠又は出産 <input type="checkbox"/> 疾病又は障害 <input type="checkbox"/> 介護又は看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()

4 児童の健康状態等

(1) 妊娠又は出生時に異常はありましたか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい()
(2) 定期健診は受けましたか。	<input checked="" type="checkbox"/> 4か月健診 <input checked="" type="checkbox"/> 10か月健診 <input type="checkbox"/> 1歳半健診 <input type="checkbox"/> 3歳半健診
(3) 健診時に指導や指摘を受けたことはありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい()
(4) 大きな病気(入院等)にかかったことはありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい()
(5) 現在、通院中の病気はありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい()
(6) アレルギーはありますか。	<input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい(〇〇アレルギー)
(7) その他気になることはありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい()

5 税情報等の提供に当たっての同意欄

<input checked="" type="checkbox"/> 入所児童の保育料決定及び副食費徴収免除の判定に際して所得状況を確認するため、市職員が保護者等(当該児童と生計を一にしている保護者及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。))の課税台帳等を閲覧することに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/> 入所児童の世帯状況等を確認するため、市職員が世帯全員の住民基本台帳を閲覧することに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/> 申請に関する書類等の内容について適正であるかを確認する必要がある場合は、市職員がその調査することに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/> 申請後において、世帯構成(婚姻関係等)に変更が生じた場合は、変更したことを速やかに届け出ます。

備考

- 家庭から2人以上の児童について同時に申請を行う場合は、児童ごとに1枚の用紙を用いてください。
- 教育・保育給付認定(2号又は3号認定)及び施設(事業者)への入所については、次に掲げる事項に該当するときは、希望にすることができませんので、あらかじめ御了承ください。
 - 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望にそえない場合
- 支給認定証の発行を希望される場合は、支給給付認定証発行依頼書の提出をしてください。
- 利用開始後に申込みの内容と家庭状況の事実とに相違があることが判明した場合は、利用の承諾を取り消すことがありますので、あらかじめ御了承ください。

香芝市内保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業一覧

施設種類	施設名	設置者	住所	電話番号	開所時間		対象年齢	定員※1	一時預かり	備考	
					※保育所等は、標準時間認定で延長保育等を含む場合 ※詳細は各園にお問合せください。	※詳細は各園にお問合せください。					
					平日	土曜日					
保育所	公	香芝市	1 若葉保育所	下田西2丁目6番27号	77-2758	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 14:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児			
			2 五位堂保育所	五位堂3丁目464番地1	77-2023						
			3 二上保育所	畑4丁目545番地	77-2944						
			4 みつわ保育所	良福寺419番地	77-2184						
			5 真美ヶ丘保育所	真美ヶ丘6丁目9番1号	76-4777						
	私	6 いろは保育園	社会福祉法人 慈傳会	五位堂3丁目441番地1	49-0275	6:50 ~ 19:30	6:50 ~ 18:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児	67名		
認定 こども園	公	香芝市	7 認定こども園鎌田幼稚園	鎌田364番地1	78-3877	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 14:00	3歳児 ~ 5歳児			
			8 認定こども園下田幼稚園	下田西2丁目9番23号	76-0958						
			9 認定こども園真美ヶ丘東幼稚園	真美ヶ丘3丁目3番24号	78-3878						
	私	10 あけぼの・幼保学院	学校法人 楠公学園	関屋北5丁目8番3号	71-8008	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児	306名(331名)		
		11 せいか幼稚園	学校法人 誠華学園	逢坂4丁目958番地	77-8900	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌日 ~ 5歳児	132名(320名)	○	
		12 せいか保育園	社会福祉法人 裕愛会	北今市5丁目508番地1	77-5200	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌日 ~ 5歳児	120名(135名)	○	病後児保育
		13 旭ヶ丘せいか保育園		旭ヶ丘1丁目12番地2	79-1200				120名(135名)	○	
		14 ふたかみの森せいか子ども園		畑2丁目1590番地1	71-7700				75名(90名)	○	
		15 関屋こども園	社会福祉法人	関屋396番地	77-2717	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児	79名(94名)	○	※一時預かり休止中
		16 志都美こども園	香芝市社会福祉協議会	今泉382番地	77-3852				110名(125名)		
		17 ハルナ保育園	社会福祉法人 鳳雛会	鎌田281番地1	76-5541	7:00 ~ 23:00	7:00 ~ 19:00	生後3ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児	129名(139名)	○	
		18 ハルナ保育園 五位堂分園		瓦口2309番地1 IBブランド102号室	78-5542				20名		
19 ハルナ保育園 二上分園	穴虫1050番地3	76-3001		29名							
小規模 保育事業	私	20 志都美せいかナーサリー	学校法人 誠華学園	上中2012番地	77-8900 (せいか幼稚園)	7:00 ~ 18:30	7:00 ~ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌日 ~ 2歳児	19名	連携園:せいか幼稚園	
		21 アートチャイルドケア 奈良真美ヶ丘保育園	アートチャイルドケア 株式会社	真美ヶ丘6丁目8番1号 吉田プラザ1F	49-0410	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 14:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ~ 2歳児	19名	連携園:真美ヶ丘東幼稚園	
		22 アートチャイルドケア 奈良香芝保育園		磯壁3丁目53番地1 1階	43-6381				19名	連携園:みつわ保育所	
		23 アートチャイルドケア 奈良鎌田保育園		鎌田366番地1	78-5160				19名	連携園:鎌田幼稚園	
		24 スクルドエンジェル保育園	株式会社金成	香芝市北今市4丁目333番 地1	43-9892	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 14:00	生後2ヶ月を 経過した翌月 ~ 2歳児	19名	連携園:下田幼稚園	
		25 【仮称】五位堂せいかナーサリー	学校法人 誠華学園	香芝市瓦口2178番地	71-7900 77-8900 (せいか幼稚園)	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 14:00	生後3ヶ月を 経過した翌日 ~ 2歳児	19名	連携園:せいか幼稚園・せいか保育園・旭ヶ丘せ いか保育園・ふたかみの森せいか子ども園	

※1 認定こども園の定員は、2号認定・3号認定子どもの合計を記載。カッコ内は1号認定子どもも含む施設全体の定員。